

懸賞文募集!

文題 幼時の家庭

顧みて想ふ。父母在し祖父母在し、兄弟姉妹打ち揃うて融々春の如き家庭團樂の中に育ち來りし吾。翻つて見る。搖籃の中早く母を失ひ父に別れ、天地の間頼るべき兄弟なく親しむべき姉妹なく、辛酸備さに嘗め來りし彼。同じく人と生れて今日に至れる間、幸と不幸と相去る何ぞ夫れ然く甚しき哉。思ふに我敬愛せる讀者諸君諸嬢の中、或は前者の如くにして來り今尙其樂を享けられつゝ在はすもあらん。或は不幸後者の如くにして獨立獨行遂に大成の途に近づきし人を知られん。乞ふ、既往幼時の家庭を追懷して、其最も深き印象を今日に残せる當時の有様を、自己の經驗より或は他人の經驗の觀察より取りて投せられよ。境遇を同じうする人の樂を増し苦を分つのみならず、抑々又讀む人の家庭教育上、參考たること頗大なるものあらん。

賞品

- 一 等
- 二 等
- 三 等

紐結包物標本及解説教授法 石井泰次郎先生著 (同先生寄贈)
美麗なる標本數十種に優美なる解説教授法を添ふ
言文一致 言文一致研究會編纂

本誌三ヶ月分

文體は隨意。談話体にて普通文體にても古文體にても宜し。氏名は匿名にてもよし
文字は正確。楷書にて半枚十行二十二字詰のこと。

切期限は、八月三十一日限り。

發送は封紙、に婦人と子とも懸賞文原稿と記し、東京本郷區龍岡町三十四番地東基吉宛のと。

追つて八月中に限り、原稿はすべて右記の處へ御送附の程願上候。

フレイベル會規則

- 第一條 本會ハ幼兒保育ノ改良發達ヲ圖ルヲ以テ目的トス
- 第二條 本會ハフレイベル會ト稱シ東京ニ置ケ
- 第三條 會員タラントスルモノハ幼稚園ニ關係アルモノ又ハ幼兒保育ニ篤志ナルモノニシテ會員ノ紹介ヲ經ベシ
- 第四條 會員ハ本會ノ經費トシテ一ヶ月金拾錢ヲ贈出スベシ
- 第五條 令聞名望アル人ニシテ本會ノ事業ニ裨益アリト認ムルモノハ特ニ請ヒテ客員トナスコトアルベシ
- 第六條 本會ノ目的ヲ達センガ爲ニ左ノ事業ヲ行フ
 - 一 總會 毎年四月二十一日之ヲ開キ保育ニ關スル演説、談話、保育參考品幼兒成績物展覽會、會務ノ報告、幹事ノ選舉等ヲナス
 - 會日ハ會長ノ意見ニヨリ之ヲ變更スルコトアルベシ
 - 一 常會 毎年二月、六月、十月、十二月第一土曜日之ヲ開キ保育ニ關スル演説、談話、協議、實驗等ヲナス
 - 一 組合會 會員中特ニ或ル事項ヲ研究セントスル者ヲ以テ組織ス但シ別ニ組合會規約ヲ定メテ會長ノ承認ヲ經ルモノトス
 - 一 雜誌發行 毎月一回雜誌ヲ刊行シ之ヲ會員ニ配布ス
 - 一 前項ノ外本會ノ目的ニ裨益アリト認メタル事件
- 第七條 本會ニ左ノ役員ヲ置ケ
 - 會長 一人 會務ヲ總理ス
 - 主幹 一人 會長ヲ補佐シテ會務ヲ掌理ス
 - 幹事 十人 會長ノ指揮ヲ受ケ會務ヲ分掌ス
 - 評議員 若干人 重要ナル事件ニ關シ會長ノ諮詢ニ應ス
- 第八條 會長ハ客員中ヨリ推薦スルモノトス
- 第九條 主幹ハ會長ノ特選トス
- 第十條 幹事ハ會員ノ互選トシ其任期チ二ケ年トス
- 但シ毎年半數ヲ改選スルモノトス
- 第十一條 評議員ハ會長ノ特選トス
- 第十二條 本會ハ必要ニ應シ特ニ委員ヲ設ケ又ハ書記ヲ雇入ルトコトアルベシ
- 第十三條 此規則ハ會員三分ノ二以上ノ同意ヲ得ルニアラザレハ變更スルコトヲ得ス

會員募集!!!

本誌號を重ぬるに従ひ、漸次体裁内容を擴張せんとす。諸君諸姉、乞ふ本會の趣旨を贊助せられ、此際奮つて御入會あらんことを。

- 一、會員の知己を有せらるゝ方は、右會員の紹介によりて本會に申し込まるべし。
- 一、會員の知己なき方は、會費前納と共に直接本會に申し込まるべし。
- 一、會員はなるべく入會者を御紹介あらんことを望む。

明治卅五年七月五日

東京本郷區湯島女子高等師範學校附屬幼稚園内

フレイベル會